

【駐車場賃貸借契約】

(無催告解除等)

借主が次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を解除することができ、これにより本賃貸借契約が解除された場合には、借主は本件土地から、ただちに自動車を移動し、原状に復して貸主に返還するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると貸主が認めるとき。
- ② 借主が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
- ③ 本件土地を暴力団等反社会的勢力に使用させ、又はこれらの者を反復して出入りさせたとき。
- ④ 本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行ったとき。
- ⑤ 本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、迷惑を与えたとき。

※ このモデル案は、大阪府暴力団排除条例の排除対象として規定する暴力団、暴力団員に加え、「企業が反社会的勢力による被害を防止する被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策関係会議幹事会申し合わせ）」に基づき、広く暴力団等反社会的勢力を排除対象として作成してまいります。